

地域経済牽引事業計画に係る手続きについて（福岡県）

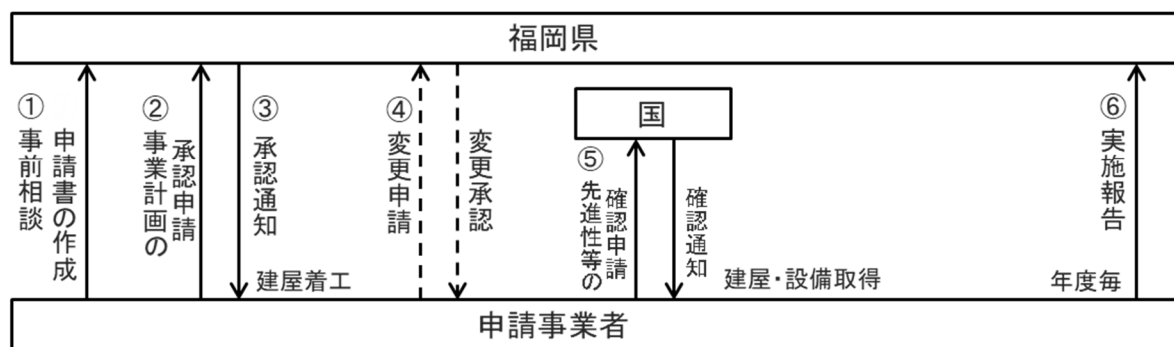
R4.4.1 更新

福岡県では、地域未来投資促進法^{※1}に基づき、①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域に相当の経済効果を及ぼす「地域経済牽引事業」に取り組む事業者を支援しています。

事業者は、福岡県が策定した基本計画に基づいて、「地域経済牽引事業計画」を提出し、承認を受けることで、各種支援措置を活用できます。

※1 正式名称：「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」

<手続きの流れ>



※ 各申請手続等は「ふくおか電子申請サービス」による電子申請が可能です。

① 事前相談・承認申請書（案）の作成

承認申請を希望する場合は、事前に福岡県産業特区推進室へご相談ください。申請予定の事業計画が承認要件に合致しているかなど、事前協議を行います。その後、承認申請書（案）を作成していただき、必要に応じて協議を行います。

※なお、承認申請書の作成にあたっては、必ずガイドラインを確認してください。

『地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン（経済産業省）』

② 事業計画の承認申請

下記書類を福岡県産業特区推進室へ提出してください。

提出書類	部数
(1) 承認申請書（様式第1） ※A4片面印刷	1部
(2) 定款の写し	1部
(3) 事業報告書・貸借対照表・損益計算書 ※会社設立当初等の理由により提出できない場合、直近1年間の概要を記載した書類	直近2期間 1部ずつ
(4) その他（県が必要に応じて依頼することがあります）	—

③ 承認通知

審査の結果、事業計画の承認を行い、承認通知書を交付します。

④ 事業計画の変更

事業計画を変更しようとする場合は、変更の承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

⑤ 国の先進性等の確認申請（※課税の特例措置を活用する場合のみ）

課税の特例措置を活用する場合は、県承認（③）に加え、国（九州経済産業局）へ確認申請書を提出し、事業の先進性等の確認を受ける必要があります。

⑥ 実施状況報告

承認事業計画の各事業年度終了後3か月以内に、県に実施状況を報告する必要があります。

（お問い合わせ先）

福岡県 商工部産業特区推進室 TEL：092-643-3416 E-mail：greenasia@pref.fukuoka.lg.jp